

2021年度「引き上げの目安」

★ News 地域別・最低賃金 → 「時給」全国一律28円引き上げへ

中央最低賃金審議会(厚生労働省の諮問機関)は7月14日、新型コロナウイルス禍の現状をどう捉えるかで労使の意見が対立する中、2021年度都道府県の最低賃金(地域別最低賃金)の時給について、全国一律28円引き上げ、全国平均930円とする「目安」を決定しました。

時給28円の引き上げ額は、2002年度に現在の「時給」方式となってから過去最大で、3.1%の上げ幅となり、年3%程度の引き上げという従来の政府方針に沿う結果となりました。

昨年度は、中央審議会は新型コロナ感染拡大の中で、現行の水準維持が適当として引き上げの目安を見送り、都市部との賃金格差を抱える地方の多くが引上げを図りましたが、全国平均で0.1%(1円)の引き上げにとどまっていたものです。

なお、2021年度の最低賃金(地域別最低賃金)は中央審議会の「引き上げの目安」を基に47都道府県の地方審議会がそれぞれ決定し、新しい最低賃金は、10月以降それぞれ適用されます。

【最低賃金とは】

- 使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間給です。(罰則がある)
- ※ 最低賃金より低い賃金を、仮に労使で合意しても法律で無効とされ、最低賃金額と同額を定めたとみなされます。(→差額を支払う義務)
- 正社員・契約社員・アルバイトなど雇用形態の別なく、その都道府県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。
- 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。
- ※ 臨時の賃金(賞与・割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当等)は対象外。

★ News 『月次支援金』延長 → 8月も対象月に

新型コロナの緊急事態措置等の影響で、月間売上が減少した中小企業や個人事業者を対象とした「月次支援金」は、東京都への4度目の緊急事態宣言を受け、8月も対象月に追加されました。

【月次支援金】

- 2021年4月以降の緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う時短営業や外出自粛等の影響により、月間売上が2019年または2020年の同月比で50%以上減少した場合

・中小法人等…月最大20万円 ・個人事業者等…月最大10万円 を支給する。

- 申請期間…原則として、対象月の翌月から2か月間

4月分・5月分の月次支援金	申請期間は2021年6月16日～8月15日
6月分の月次支援金	申請期間は2021年7月1日～8月31日
7月分の月次支援金	申請期間は2021年8月1日～9月30日
8月分の月次支援金	申請期間は2021年9月1日～10月31日

- 「月次支援金」は「一時支援金」の仕組みを継続しているため、既に受給した人は2回目以降の手続きが簡略化されている。→ ・事前確認が不要 ・添付書類は対象月の売上台帳のみ

★ News 路線価・39都府県で下落

国税庁は7月1日、令和3年分路線価を公表しました。東京・神奈川・愛知・大阪など39都府県で下落。国税庁は、大幅に地価が下落し、路線価が時価を上回った場合は、減額補正を行うとしています。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中 育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>